

## 納付の方法

### ○新たに特別徴収の対象になる方

年度	前 半		後 半		
徴収月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	普通徴収（納付書や口座振替）		特別徴収（年金からの引き落とし）		
徴収税額	年税額の1/4		年税額の1/6		

※年度前半は、年税額の「4分の1」ずつを6月・8月に普通徴収（納付書や口座振替などによる納付）。  
年度後半は、10月・12月・2月支給の年金から年税額の「6分の1」ずつを特別徴収。

### ○前年度より継続して特別徴収の対象の方

年度	前 半			後 半		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
徴収税額	前年度2月と同額			年税額から仮徴収税額を引いた額の1/3		

※年度前半（仮徴収）は、前年の2月に徴収した額と同額を特別徴収。  
年度後半（本徴収）は、年税額から年度前半で仮徴収した額を引いた額の「3分の1」ずつを特別徴収。

◆問い合わせ 税務課 ☎0820(74)1008

# 出産育児一時金が引き上げられます

国の緊急の少子化対策として、平成21年10月1日生まれのお子さんから町国民健康保険（以下「町国保」という。）においても出産育児一時金が4万円引き上げられます。また、この引き上げに併せて「出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度」がスタートします。いずれも、本年10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置となっていますが、その後の措置については国において費用負担のあり方等について検討を行い所要の措置を行うこととなっています。

○4万円の引き上げ  
産科医療補償制度に加入する医療機関における出産の場合、現在の38万円から42万円になります。産科医療補償制度に加入しない医療機関の場合39万円になります。

○直接支払制度のスタート  
被保険者の方が出産費用をできるだけ現金で用意しなくても済むように、原則として町国保から直接各医療機関へ

